

高対第 508－1号  
障第 415－1号  
こ政第 660－1号  
令和元(2019)年8月5日

要配慮者利用施設の管理者 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長  
栃木県保健福祉部障害福祉課長  
栃木県保健福祉部こども政策課長  
( 公 印 省 略 )

非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の推進について

日頃より本県の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、県内の要配慮者利用施設を対象とした非常災害対策計画の作成等の状況調査を実施したところですが、利用者の安全確保のため、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について、別紙のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

**【高齢対策課】**

事業者指導班

TEL:028-623-3149・3147

FAX:028-623-3058

**【障害福祉課】**

福祉サービス事業担当

TEL:028-623-3029・3059

FAX:028-623-3052

**【こども政策課】**

子育て環境づくり推進担当

TEL:028-623-3068

FAX:028-623-3070

## 利用者の安全のため、必ずご対応をお願いします！！

### ○非常災害対策計画を作成していない施設

- ・非常災害対策計画は、要配慮者利用施設の運営基準上、作成が必要とされるもので、必ず、計画を作成してください。
- ・特に、所在地の市町が作成する地域防災計画上、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、必ず、指定を受けた災害を想定した内容の計画を速やかに作成してください。

### ○非常災害対策計画を作成している施設

- ・作成した計画が、各施設で想定される災害に対応した適切な内容となっているか、再度点検の上、必要に応じて修正してください。
- ・特に、施設所在地の市町が作成する地域防災計画上、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、必ず、指定を受けた災害を想定した内容の計画となっていることを確認してください。

### ○災害を想定した避難訓練を実施していない施設

- ・想定される災害に対応した避難訓練の実施について、定期的の実施してください。
- ・特に、施設所在地の市町が作成する地域防災計画上、洪水や雨水出水又は土砂災害発生時に、円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるものとして指定されている施設では、必ず、指定を受けた災害を想定した避難訓練を定期的の実施してください。  
(※利用者の心身の状態を踏まえ、負担のかからない方法で実施してください。)

なお、非常災害対策計画の作成にあたっては、下記の県ホームページにおいて、作成例を提示しておりますので、御参照ください。

#### 【高齢者施設】

栃木県 HP : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/husuigai-sakuseirei.html>

【テーマから探す>福祉・医療>高齢者>介護保険>事業者の方へ(お知らせ)  
>高齢者施設における風水害対策計画の作成例について】

#### 【障害者施設】

栃木県 HP : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/service/husuigai-sakuseirei.html>

【テーマから探す>福祉・医療>障害者>障害福祉サービス>事業者の方へ(お知らせ)>障害児者福祉施設・サービス事業所における風水害対策計画の作成例について】

#### 【児童福祉施設】

栃木県 HP : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/kosodatehoiku.html>

【テーマから探す>福祉・医療>こども>子育て支援>子育て・保育情報  
>【施設設置者向け】児童福祉施設等における風水害対策計画【作成例】